

請 願 文 書 表	
受理年月日 及び番号	令和5年6月6日 第6号
件 名	「文の京」まちづくり基本条例（仮称）の検討を 求める請願
請 願 者	文京区千石四丁目 35 番 16 号 みんなでみんなのまちづくり 代表 屋和田 珠里
紹 介 議 員	千 田 恵美子
請願の要旨	次 頁 の と お り
付託委員会	建 設 委 員 会

請願理由

文京区には「文の京」総合戦略（注1）や「文京区まちづくり推進要綱」など、「まちづくり」に関連した戦略・条例・要綱等はあるものの、区としての「まちづくり」の定義や基本理念は明確に打ち出しておらず、総合的な「まちづくり基本条例」がありません。文京区本郷一丁目の「(仮称)宝生ハイツ建替え計画」を巡り建築紛争になっているのも、令和4年9月定例議会に提出された「請願受理第27号」にも記載されているように『『文教のまち』文京区の名にふさわしく、教育環境を保護し、子どもの成長を支えるまち』づくりの理念がないまま、単に合法であるか適法であるかによって開発が進められるところに問題があると考えます。

「文の京」総合戦略と「文京区都市マスタープラン」（注2）が見直されることもあり、区としての「まちづくり」の定義と基本理念をしっかりと定めた上で、その基本理念に沿った一貫性のある独自施策も盛り込んだ「基本条例」が欠かせないと考えます。

「協働・協治」の理念に則り専門家や区民による検討を十分に行い、まちづくりに参画する主体としての区民の位置づけを明確にした上で、区民と開発事業者との関係を調整する区の役割も明記することを通じて文京区の総合的なまちづくりに資する基本条例の制定を検討するよう区に働きかけて頂きたいと、貴議会に下記のとおりお願いいたします。

（注1）「文の京」総合戦略は、区が解決すべき主要課題を明らかにした「重点化計画」で、財政的な裏付けを伴う区の最上位計画であって、文京区における「まちづくり」の定義や基本理念の定義付けはなされていません。

（注2）「都市マスタープラン」は「都市計画に関する基本的な方針」であって「令和以降の新時代にふさわしいまちづくりの考え方が織り込まれるべき」であるとしても、その「考え方」とはどのようなものかが明確に区民に示されていません。

請願事項

- 1 文京区としての「まちづくり」の定義と基本理念を定めた上で、「マスタープラン」や「総合戦略」の見直しと併せ、安全・安心な住環境や子育て・教育環境の方向性も盛り込みつつ、令和の新時代に相応しい「文の京」まちづくり基本条例（仮称）を検討してください。